

酪農生産基盤強化総合対策事業 実施要領一部改正の新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="344 309 882 339">酪農生産基盤強化総合対策事業 実施要領</p> <p data-bbox="819 405 1113 435">一般社団法人 Jミルク</p> <p data-bbox="824 451 1113 481">制定 2020年9月7日</p> <p data-bbox="757 499 1113 529">一部改正 2021年3月15日</p> <p data-bbox="757 547 1113 577"><u>一部改正 2022年4月27日</u></p> <p data-bbox="114 644 1104 917">一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、2020年度から実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの酪農生産基盤強化総合対策事業（以下、「本事業」という。）について、その適正かつ円滑な運用を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（2017年1月20日制定、<u>2022年3月10日</u>一部改正。以下、「要綱」という。）のほか、この要領に定めるものとする。</p> <p data-bbox="114 983 338 1013">第1 事業の内容</p> <p data-bbox="114 1031 1117 1158">Jミルクは、酪農生産者が、酪農生産基盤の<u>堅持・強靱化</u>及び将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために実施する次の取り組みについて、第2で定める事業実施主体に対して助成する。</p> <p data-bbox="114 1224 506 1254">1 生乳生産基盤強化支援事業</p> <p data-bbox="125 1272 701 1302"><u>(1) 酪農経営強化・需給対応生産体制の構築</u></p> <p data-bbox="125 1319 1117 1401"><u>酪農経営の強化を図りつつ、需給動向に応じた生乳生産体制を構築するために、全国または地域単位で行う取り組み。</u></p>	<p data-bbox="1375 309 1912 339">酪農生産基盤強化総合対策事業 実施要領</p> <p data-bbox="1850 405 2143 435">一般社団法人 Jミルク</p> <p data-bbox="1854 451 2143 481">制定 2020年9月7日</p> <p data-bbox="1787 499 2143 529">一部改正 2021年3月15日</p> <p data-bbox="1144 644 2134 917">一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、2020年度から実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの酪農生産基盤強化総合対策事業（以下、「本事業」という。）について、その適正かつ円滑な運用を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（2017年1月20日制定、2021年2月19日一部改正。以下、「要綱」という。）のほか、この要領に定めるものとする。</p> <p data-bbox="1144 983 1368 1013">第1 事業の内容</p> <p data-bbox="1144 1031 2148 1158">Jミルクは、酪農生産者が、酪農生産基盤の回復・強化及び将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために実施する次の取り組みについて、第2で定める事業実施主体に対して助成する。</p> <p data-bbox="1144 1224 1536 1254">1 生乳生産基盤強化支援事業</p> <p data-bbox="1155 1272 1507 1302">(1) 生産基盤の改善・指導</p> <p data-bbox="1171 1319 2152 1447">地域における酪農の経営や技術的な課題を改善するために、民間のコンサルタントや学術研究機関などの専門家を活用し、地域の関係者と連携するなどして行う以下の取り組み。</p>

(2) 酪農経営強化・需給対応生産体制の構築のための改善・指導
(1)を推進するための、酪農家等を対象にした研修会・会議の開催及び
現地指導などの取り組み。

2 酪農持続可能性向上支援事業

(1) 担い手育成対策

酪農の優れた担い手を育成するために行う以下の取り組み。

- ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修により自己研鑽を行うことへの支援。
- イ 酪農家が、酪農後継者や新規就農希望者などの研修受け入れを行うことへの支援。
- ウ 酪農経営の人材確保を図るための求人イベント等への出展や開催。
- エ 酪農後継者や新規就農者などが、早期に主体的に経営に参画することへの支援。

- ア 酪農家等を対象にした研修会の開催及びその推進に係る会議の開催。
- イ 指導体制を構築・強化するために、指導員やその候補者等を対象にした会議・研修会の開催及び現地指導の実施。
- ウ 酪農家又はその集団等に対し、専門家の派遣や地域の関係者と連携した現地指導等を通じて行う経営改善の模範となる取り組み。
- エ 酪農経営や技術改善のための啓発用資材作成。

~~(2) 乳用牛地域育成支援対策の推進~~

~~生産基盤の維持・強化につなげるため、管内の育成施設や乳用雌牛の育成を専門に行う農家等と連携して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組み。~~

~~(3) 乳用牛供用年数延長支援対策の推進~~

~~地域の生乳生産量を安定的に確保するため、乳用牛の供用年数を延長し、生存率を向上させる地域の活動や事業を支援する取り組み。~~

2 酪農持続可能性向上支援事業

(1) 担い手育成対策

酪農の優れた担い手を育成するために行う以下の取り組み。

- ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修により自己研鑽を行うことへの支援。
- イ 酪農家が、酪農後継者や新規就農希望者などの研修受け入れを行うことへの支援。
- ウ 酪農経営の人材確保を図るための求人イベント等への出展や開催。
- エ 酪農後継者や新規就農者などが、早期に主体的に経営に参画することへの支援。

(2) 酪農生産への理解醸成活動

酪農家等が乳業者等と連携して行う、酪農生産に対する消費者理解を醸成するための食育や広報活動などの取り組み。

(3) 持続可能性向上独自対策

わが国酪農の持続可能性の向上等を図ることを目的とした、全国または地域における独自の取り組み。

3 生乳生産基盤強化対策特認事業

第2の3で定める事業実施主体が、自ら又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成して実施する取り組みであって、特に都府県における生乳生産基盤の強化に効果があるとJミルクが認めた事業。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

なお、事業の最終受益者が酪農家である場合は、原則として当該酪農家の生産する生乳が事業実施主体を通じて販売されていることとする。なお、酪農家による自主的なネットワーク組織等が事業実施主体となる場合については、この限りではない。

1 第1の1の(1)の事業【生乳生産基盤強化支援事業のうち酪農経営強化・需給対応生産体制の構築】

- (1) Jミルク定款第5条の(1)のア全国の区域を地区とする生乳生産者団体
- (2) Jミルク定款第5条の(1)のイの指定生乳生産者団体
- (3) Jミルク会長が特に認めた者

(2) 酪農生産への理解醸成活動

酪農家等が乳業者等と連携して行う、酪農生産に対する消費者理解を醸成するための食育や広報活動などの取り組み。

(3) 持続可能性向上独自対策

わが国酪農の持続可能性の向上等を図ることを目的とした、全国または地域における独自の取り組み。

3 生乳生産基盤強化対策特認事業

第2の3で定める事業実施主体が、自ら又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成して実施する取り組みであって、特に都府県における生乳生産基盤の強化に効果があるとJミルクが認めた事業。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

なお、事業の最終受益者が酪農家である場合は、原則として当該酪農家の生産する生乳が事業実施主体を通じて販売されていることとする。なお、酪農家による自主的なネットワーク組織等が事業実施主体となる場合については、この限りではない。

1 第1の1の事業【生乳生産基盤強化支援事業】

- (1) Jミルク定款第5条の(1)のイの指定生乳生産者団体
- (2) (1)の直接の会員たる農業協同組合連合会、農業協同組合
- (3) (2)の直接の会員たる農業協同組合連合会、農業協同組合
- (4) Jミルク定款第5条の(1)のア全国の区域を地区とする生乳生産者団体
- (5) Jミルク会長が特に認めた者

2 第1の1の(2)の事業【生乳生産基盤強化支援事業のうち酪農経営強化・需給対応生産体制の構築のための改善・指導】

(1) Jミルク定款第5条の(1)のア全国の区域を地区とする生乳生産者団体

(2) Jミルク定款第5条の(1)のイの指定生乳生産者団体

(3) (2)の直接の会員たる農業協同組合連合会、農業協同組合

(4) (3)の直接の会員たる農業協同組合連合会、農業協同組合

(5) Jミルク会長が特に認めた者

3 第1の2の事業【酪農持続可能性向上支援事業】

(1) 2の(1)から(4)

(2) 次の要件を全て満たす酪農家による自主的なネットワーク組織

ア 3戸以上の酪農家を含む農業者から構成され、全国或いは地域単位で活動を行うこと。

イ 以下の事項について定めた規約を有すること。

① 組織の名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

② 組織の目的、運営、活動に関する事項

③ 組織の会計に関する事項

ウ 本事業の実施、事務処理及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有すること。

エ 本事業への申請内容が地域の酪農乳業の基盤強化につながることを明示すること。

オ 本事業の実績について、当該地域の乳業者への報告・共有に努めること。

(3) Jミルク会長が特に認めた者

3 第1の3の事業【生乳生産基盤強化対策特認事業】

(1) 全国農業協同組合連合会

2 第1の2の事業【酪農持続可能性向上支援事業】

(1) 1の(1)から(4)

(2) 次の要件を全て満たす酪農家による自主的なネットワーク組織

ア 3戸以上の酪農家を含む農業者から構成され、全国或いは地域単位で活動を行うこと。

イ 以下の事項について定めた規約を有すること。

① 組織の名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

② 組織の目的、運営、活動に関する事項

③ 組織の会計に関する事項

ウ 本事業の実施、事務処理及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有すること。

エ 本事業への申請内容が地域の酪農乳業の基盤強化につながることを明示すること。

オ 本事業の実績について、当該地域の乳業者への報告・共有に努めること。

(3) Jミルク会長が特に認めた者

3 第1の3の事業【生乳生産基盤強化対策特認事業】

(1) 全国農業協同組合連合会

- (2) 全国酪農業協同組合連合会
- (3) Jミルク会長が特に認めた者

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、2020年度から2024年度までの5か年とする。なお、この要領による事業の助成申請対象期間は、第1の1の(1) 生乳生産基盤強化支援事業のうち酪農経営強化・需給対応生産体制の構築については2022年度、その他の事業については2022年度から2023年度までの2か年とする。

第4 助成の対象となる費用とその要件等

本事業の助成対象となる費用とその要件等は以下の通りとする。

また、事業対象となる会議、研修会、コンサルタント派遣、理解醸成活動、調査など、人との接触が伴う事業については、酪農乳業における新型コロナウイルスへの感染防止に配慮し実施するものとする。

1 第1の1の事業【生乳生産基盤強化支援事業】

(1) 酪農経営強化・需給対応生産体制の構築

助成対象費用	取組例	要件等
酪農経営の強化を図りつつ、需給動向に応じた生乳生産体制を構築するため、全国または地域単位で行う	① 生乳生産目標を設定し、その達成に向けて取り組む場合の酪農経営や農協等への支援（達成インセンティブの付与等） ② 低能力牛の早期更新の推進等、一定要件を付し	① 事業スキーム等については、乳業団体・乳業者等による事業審査会の承認を受ける必要がある。 ② 事業の趣旨を踏まえて予め生乳生産に係る目標

- (2) 全国酪農業協同組合連合会
- (3) Jミルク会長が特に認めた者

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、2020年度から2024年度までの5か年とする。なお、この要領による事業の助成申請対象期間は、第1の1の~~(2) 乳用牛地域育成支援対策の推進については2021年度~~、その他の事業については2021年度から2022年度までの2か年とする。

第4 助成の対象となる費用とその要件等

本事業の助成対象となる費用とその要件等は以下の通りとする。

また、事業対象となる会議、研修会、コンサルタント派遣、理解醸成活動、調査など、人との接触が伴う事業については、酪農乳業における新型コロナウイルスへの感染防止と「新しい生活様式」への適応を促進するため、積極的にオンラインで実施するものとする。

1 第1の1の事業【生乳生産基盤強化支援事業】

(1) 生産基盤の改善・指導

助成対象費用	要件等	上限額等
① 会議の開催に係る会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金 ② 研修会の開催に係る会場借料、会議費、講師旅費・謝金、事務局旅費 ③ 現地指導に係るコンサルタント・専門家の謝金・旅費、事務局旅費	① 地域の課題や指導・支援体制を踏まえ、原則として自ら企画・推進する取り組みであること。 ② 得られた成果を明確に示すとともに、模範	別表のとおり 資材作成については、1資材当たり原

<u>独自事業にかかる費用。</u>	<u>た取り組み内容に対する費用助成等</u>	<u>値を設定し、効果検証を十分に行うこと。</u>	<p>④ 経営改善のためのコンサルタント派遣旅費、コンサルタント謝金、事務局旅費</p> <p>⑤ 上記の会議、研修会、コンサルタント派遣をオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用</p> <p>⑥ 研修会や現地指導等で活用するためのリーフレット、冊子、映像素材等の啓発用資材作成に係る費用</p> <p>⑦ その他、本事業の推進に必要と認められる費用</p>	<p>となる取り組みについて広く共有すること。</p> <p>③ 研修会・現地指導等の実施に当たっては、新たな企画に取り組むなど、本事業の有効活用を努めること。</p> <p>④ 作成した資材について、Jミルク HP 等での提供に同意すること。</p>	則 100 万円以内
--------------------	-------------------------	----------------------------	--	--	------------

(2) 酪農経営強化・需給対応生産体制の構築のための改善・指導

<u>助成対象費用</u>	<u>要件等</u>	<u>上限額等</u>
① <u>会議の開催に係る会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金</u>	① <u>地域の課題や指導・支援体制を踏まえ、原則として自ら企画・推進する取り組みであること。</u>	別表のとおり
② <u>研修会の開催に係る会場借料、会議費、講師旅費・謝金、事務局旅費</u>	② <u>得られた成果を明確に示すとともに、模範となる取り組みについて広く共有すること。</u>	資材作成について
③ <u>現地指導に係るコンサルタント・専門家の謝金・旅費、事務局旅費</u>	③ <u>研修会・現地指導等の実施に当たっては、新たな企画に取り組む</u>	は、1資材当たり原則 100 万円以内
④ <u>経営改善のためのコンサルタント派遣旅費、コンサルタント謝金、事務局旅費</u>		
⑤ <u>上記の会議、研修会、コンサルタント派遣をオンラインで実施する場合</u>		

(2) 乳用牛地域育成支援対策の推進

<u>助成単価（税抜）</u>	<u>要件等</u>	<u>助成上限頭数</u>
① <u>助成対象施設において、前年同月に比べて新たに増頭させた育成牛1頭当たり月額1,500円。</u> なお、在場頭数は育成を行う施設ごとに算出。	① <u>助成対象施設は、事業実施主体の管内にあること。</u> ② <u>外部から育成牛の預託を受けていること。</u> ③ <u>設備増強・新設の対象期間は2020年4月1日から2022年3月31日とし、当該期間内に工事等が完了すること。</u> ④ <u>既存の育成施設の他、搾乳を中止する酪農家の育成専門農家への</u>	1事業実施主体当たり 2,800頭以内
② <u>都府県の事業実施主体の場合、①に500円を加算。</u>		
③ <u>設備増強や新設の場合、①に1,000円を加算。</u>		

は、WEB システムの利用料など、実施に必要な費用	など、本事業の有効活用に努めること。
⑥ 研修会や現地指導等で活用するためのリーフレット、冊子、映像素材等の啓発用資材作成に係る費用	④ 作成した資材について、Jミルク HP 等での提供に同意すること。
⑦ その他、本事業の推進に必要と認められる費用	

	転換など、地域に賦存する酪農関係資源を積極的に活用すること。	
--	--------------------------------	--

(3) 乳用牛供用年数延長支援対策の推進

助成対象費用	取組例	要件等	補助率
酪農家が乳用牛の供用年数を延長することに対する、地域の活動や独自事業にかかる費用。 なお、対象となる費用については、乳業団体・乳業者等による事業審査会の承認を受ける必要がある。	① 供用年数延長に対して評価する取組 —(単価助成事業等)— ② 供用年数延長のための取組(ソフト事業) 等	① 地域の独自事業であること。 ② 行政や他団体からの助成を受けていないこと。 ③ 国等の事業で対象となるメニューがないこと。 ④ Jミルク HP 等での成果の共有に同意すること。	① 北海道の事業実施主体の場合、1/2 以内 ② 都府県の事業実施主体の場合、3/4 以内

2 第1の2の事業【酪農持続可能性向上支援事業】

(1) 担い手育成対策

ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修による自己研鑽を行うことへの支援

2 第1の2の事業【酪農持続可能性向上支援事業】

(1) 担い手育成対策

ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修による自己研鑽を行うことへの支援

メニュー名	助成対象者	要件等	上限額 (税抜)	メニュー名	助成対象者	要件等	上限額 (税抜)
酪農ステップアップ支援	原則として、次のいずれかを満たす者 ① 30歳以下の酪農家の後継者又は後継予定者 ② 40歳以下の新たに酪農業を開始して5年以内の新規就農者 ③ 40歳以下の概ね5年以内に新規就農を予定または希望する者 ④ 研修終了後、研修終了年度の翌年度から3年以内に、新たに酪農業又は酪農ヘルパーに就業し、3年以上従事する固い意志がある者。なお、学校に在学中の者は、その卒業年度の翌年度から起算。	① 海外及び国内の酪農場で通算6か月以上の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJミルクに提出し、承認を受けること。	研修先が海外の場合は一人当たり120万円以内 うち、90万円を基礎分とし、7か月以上の場合は1月毎に5万円を加算 国内の場合は一人当たり30万円以内	酪農ステップアップ支援	原則として、次のいずれかを満たす者 ① 30歳以下の酪農家の後継者又は後継予定者 ② 40歳以下の新たに酪農業を開始して5年以内の新規就農者 ③ 40歳以下の概ね5年以内に新規就農を予定または希望する者 ④ 研修終了後、研修終了年度の翌年度から3年以内に、新たに酪農業又は酪農ヘルパーに就業し、3年以上従事する固い意志がある者。なお、学校に在学中の者は、その卒業年度の翌年度から起算。	① 海外及び国内の酪農場で通算6か月以上の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJミルクに提出し、承認を受けること。	研修先が海外の場合は一人当たり120万円以内 うち、90万円を基礎分とし、7か月以上の場合は1月毎に5万円を加算 国内の場合は一人当たり30万円以内
酪農チャレンジ支援	次を全て満たす者 ① 酪農業等への就業について検討している者 ② 原則として40歳以下	① 海外及び国内の酪農場で概ね通算6か月程度の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJ	一人当たり 研修先が海外の場合は20万円以内 国内の場合は10万円以内	酪農チャレンジ支援	次を全て満たす者 ① 酪農業等への就業について検討している者 ② 原則として40歳以下	① 海外及び国内の酪農場で概ね通算6か月程度の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJ	一人当たり 研修先が海外の場合は20万円以内 国内の場合は10万円以内

		ミルクに提出すること。	
--	--	-------------	--

※助成対象者の年齢については、2022年4月1日を基準とする。

※2020年度及び2021年度の本事業による助成を受けていない者を優先する。

イ 酪農家が、酪農後継者や新規就農希望者などの研修受け入れを行うことへの支援

助成対象者	要件等	上限額（税抜）
酪農後継者や新規就農希望者、酪農に興味のある学生などの受け入れを行う酪農場	① 受入者や教育機関等の派遣元から、1日1人当たり3,000円以上の謝礼又はそれに類する金品等を受領していないこと。 ② 受入者を雇用している場合は、当該受入者の就農計画書及び受入酪農場の指導計画書を整備すること。	3,000円/人・日 なお、謝礼等を受領している場合は、上限額との差額までを支給。 1戸あたり30万円以内

ウ 酪農経営の人材確保を図るための求人イベント等への出展や開催

助成対象費用	上限額等（税抜）
① 活動推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	1事業実施主体あたり30万円以内
② 酪農業等への就業を促進するための、新たな担い手・人材確保を目的とした求人イベント（オンラインイベントを含む）等への出展料・開催経費	ただし、県内全域を管轄する事業実施主体については50万円以内
③ 出展・開催に係る事務局旅費	複数領域を管轄する事業実施主体については、別途協議
④ 上記の会議やイベントをオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用	
⑤ その他、本事業の推進に必要と認められる費用	

		ミルクに提出すること。	
--	--	-------------	--

※助成対象者の年齢については、2021年4月1日を基準とする。

※2020年度の本事業による助成を受けていない者を優先する。

イ 酪農家が、酪農後継者や新規就農希望者などの研修受け入れを行うことへの支援

助成対象者	要件等	上限額（税抜）
酪農後継者や新規就農希望者、酪農に興味のある学生などの受け入れを行う酪農場	① 受入者や教育機関等の派遣元から、1日1人当たり3,000円以上の謝礼又はそれに類する金品等を受領していないこと。 ② 受入者を雇用している場合は、当該受入者の就農計画書及び受入酪農場の指導計画書を整備すること。	3,000円/人・日 なお、謝礼等を受領している場合は、上限額との差額までを支給。 1戸あたり30万円以内

ウ 酪農経営の人材確保を図るための求人イベント等への出展や開催

助成対象費用	上限額等（税抜）
① 活動推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	1事業実施主体あたり30万円以内
② 酪農業等への就業を促進するための、新たな担い手・人材確保を目的とした求人イベント（オンラインイベントを含む）等への出展料・開催経費	ただし、県内全域を管轄する事業実施主体については50万円以内
③ 出展・開催に係る事務局旅費	複数領域を管轄する事業実施主体については、別途協議
④ 上記の会議やイベントをオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用	
⑤ その他、本事業の推進に必要と認められる費用	

エ 酪農後継者や新規就農者などが、早期に主体的に経営に参画することへの支援				エ 酪農後継者や新規就農者などが、早期に主体的に経営に参画することへの支援			
メニュー	助成対象者	要件等	上限額 (税抜)	メニュー	助成対象者	要件等	上限額 (税抜)
家族経営協定の推進	次のいずれかを満たす酪農場 ① 家族経営協定を新たに締結する酪農場 ② 家族経営協定を締結している酪農場	①の助成対象者については、第三者立会のもと家族経営協定を締結すること。 ②の助成対象者については、第三者立会のもと家族経営協定の執行状況の確認を行い、課題がある場合は改善に向けた行動計画の策定を行うこと。 ③ <u>2022</u> 年4月1日から事業の実績報告を行う年の3月31日までに取り組むこと。	1 牧場あたり5万円以内	家族経営協定の推進	次のいずれかを満たす酪農場 ① 家族経営協定を新たに締結する酪農場 ② 家族経営協定を締結している酪農場	①の助成対象者については、第三者立会のもと家族経営協定を締結すること。 ②の助成対象者については、第三者立会のもと家族経営協定の執行状況の確認を行い、課題がある場合は改善に向けた行動計画の策定を行うこと。 ③ 2020年4月1日から事業の実績報告を行う年の3月31日までに取り組むこと。	1 牧場あたり5万円以内
早期経営参画への支援	家族労働力を基幹とし、経産牛がおよそ500頭未満で、次のいずれかを満たす後継者（経営移譲予定者）のいる酪農場 ① 39歳以下の後継者 ② 第三者継承予定者	① <u>2022</u> 年4月1日から事業の実績報告を行う年の3月31日までに、後継者に牧場の経営権を移譲すること。 ② 経営権を移譲された後継者の経営計画書（10年以上または次代への継承まで）を整備すること。 ③ ②の経営計画書において、今後の地域の生産基盤の安定・強化に貢献するための具体的な取組内容（生産性向上や経営安定の観点	助成対象者のうち、①～③の 경우는、1 牧場あたり50万円以内 ④の 경우는、1 牧場あたり	早期経営参画への支援	家族労働力を基幹とし、経産牛がおよそ500頭未満で、次のいずれかを満たす後継者（経営移譲予定者）のいる酪農場 ① 39歳以下の後継者 ② 第三者継承予定者	① 2020年4月1日から事業の実績報告を行う年の3月31日までに、後継者に牧場の経営権を移譲すること。 ② 経営権を移譲された後継者の経営計画書（10年以上または次代への継承まで）を整備すること。 ③ ②の経営計画書において、今後の地域の生産基盤の安定・強化に貢献するための具体的な取組内容（生産性向上や経営安定の観点	助成対象者のうち、①～③の 경우는、1 牧場あたり50万円以内 ④の 경우는、1 牧場あたり

③ 酪農に従事して概ね10年以内の後継予定者 ④ 40歳から49歳の後継者	等)を記載すること。 ④ 家族労働力が基幹であることを示す等、経営概況資料を整備すること。	20万円以内
--	--	--------

※後継者（経営移譲予定者）の年齢については、経営移譲日を基準とする。

③ 酪農に従事して概ね10年以内の後継予定者 ④ 40歳から49歳の後継者	等)を記載すること。 ④ 家族労働力が基幹であることを示す等、経営概況資料を整備すること。	20万円以内
--	--	--------

※後継者（経営移譲予定者）の年齢については、経営移譲日を基準とする。

(2) 酪農生産への理解醸成活動

助成対象費用	要件等	上限額等（税抜）
① 活動推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	① 乳業者、牛乳販売店等と連携して実施し、酪農乳業一体となった取り組みを行うこと。	別表のとおり
② 活動推進に必要な酪農ヘルパー利用料（実費）	② 牛乳乳製品の提供については、教育機関等を対象とし、イベントなどの不特定多数は対象外	なお、1事業実施主体あたり30万円以内
③ 牛乳乳製品の提供等に係る費用	③ 得られた成果を明確に示すとともに、広く共有すること。	ただし、県内全域を管轄する事業実施主体については50万円以内
④ 上記の会議や食育活動をオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用		複数の県域を管轄する事業実施主体については、別途協議
⑤ その他、本事業の推進に必要なと認められる費用		

(2) 酪農生産への理解醸成活動

助成対象費用	要件等	上限額等（税抜）
① 活動推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	① 乳業者、牛乳販売店等と連携して実施し、酪農乳業一体となった取り組みを行うこと。	別表のとおり
② 活動推進に必要な酪農ヘルパー利用料（実費）	② 牛乳乳製品の提供については、教育機関等を対象とし、イベントなどの不特定多数は対象外	なお、1事業実施主体あたり30万円以内
③ 牛乳乳製品の提供等に係る費用	③ 得られた成果を明確に示すとともに、広く共有すること。	ただし、県内全域を管轄する事業実施主体については50万円以内
④ 上記の会議や食育活動をオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用		複数の県域を管轄する事業実施主体については、別途協議
⑤ その他、本事業の推進に必要なと認められる費用		

(3) 持続可能性向上独自対策

(3) 持続可能性向上独自対策

わが国酪農の持続可能性の向上等を図ることを目的とした取り組みを支援。なお、本対策は自由提案枠とし、事業実施主体は取組計画書をあらかじめＪミルクに提出し、乳業団体・乳業者等による事業審査会の承認を受ける必要がある。

また、取り組みの成果や課題については公表を前提とし、収集したデータをＪミルクに提出すること。

取り組み例	助成対象費用	上限額等
① 酪農生産の持続可能性に関する定量的な調査や検証・評価	① 調査票作成費、集計費、分析費	別表のとおり
② 優良事例の創出・普及（農場 HACCP・JGAP、アニマルウェルフェア、自然エネルギーの利用など）	② 現地調査に必要な旅費、学識経験者等専門家の謝金	なお、別表に記載がないものについては、あらかじめ
③ 乳業者・行政等と連携して行う社会貢献活動	③ 調査の推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	Ｊミルクの承認を受けること
④ 酪農場における環境美化活動	④ 印刷費、通信運搬費	
⑤ 学校農園や公園等へのたい肥供給促進（循環型農業の促進）	⑤ 上記の会議や現地調査をオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用	
	⑥ その他、本事業の推進に必要と認められる費用	

3 第1の3の事業【生乳生産基盤強化対策特認事業】

Ｊミルクと協議の上、別途定める事業実施細則等に基づき、事業を推進する。なお、補助率は2分の1以内とする。

わが国酪農の持続可能性の向上等を図ることを目的とした取り組みを支援。なお、本対策は自由提案枠とし、事業実施主体は取組計画書をあらかじめＪミルクに提出し、乳業団体・乳業者等による事業審査会の承認を受ける必要がある。

また、取り組みの成果や課題については公表を前提とし、収集したデータをＪミルクに提出すること。

取り組み例	助成対象費用	上限額等
① 酪農生産の持続可能性に関する定量的な調査や検証・評価	① 調査票作成費、集計費、分析費	別表のとおり
② 優良事例の創出・普及（農場 HACCP・JGAP、アニマルウェルフェア、自然エネルギーの利用など）	② 現地調査に必要な旅費、学識経験者等専門家の謝金	なお、別表に記載がないものについては、あらかじめ
③ 乳業者・行政等と連携して行う社会貢献活動	③ 調査の推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	Ｊミルクの承認を受けること
④ 酪農場における環境美化活動	④ 印刷費、通信運搬費	
⑤ 学校農園や公園等へのたい肥供給促進（循環型農業の促進）	⑤ 上記の会議や現地調査をオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用	
	⑥ その他、本事業の推進に必要と認められる費用	

3 第1の3の事業【生乳生産基盤強化対策特認事業】

Ｊミルクと協議の上、別途定める事業実施細則等に基づき、事業を推進する。なお、補助率は2分の1以内とする。

第5 助成単価等の調整 <略>

第6 事業実施の手順と手続き等

1 事業実施計画及び助成申請書の提出

(1) 事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする場合、Jミルクが別に定める期日までに、別紙様式第1号の事業実施計画及び助成申請書（以下、「申請書」という。）をJミルクに提出する。

なお、原則として、第2の2の(3)の事業実施主体は第2の2の(2)の事業実施主体を経由して申請書を提出することとし、第2の2の(4)の事業実施主体は第2の2の(3)及び(2)の事業実施主体を経由して申請書を提出する。

(2) 事業実施主体は、申請内容を鑑み、原則として以下のいずれかの事業実施期間で申請すること。

ア 2022年4月1日から2023年3月31日まで

イ 2022年4月1日から2024年3月31日まで

なお、イの申請については、第1の1の(2)の事業【生乳生産基盤強化支援事業のうち酪農経営強化・需給対応生産体制の構築のための改善・指導】及び第1の2の事業【酪農持続可能性向上支援事業】の実施に際して、アの事業実施期間を越える場合に限る。

第5 助成単価等の調整 <略>

第6 事業実施の手順と手続き等

1 事業実施計画及び助成申請書の提出

(1) 事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする場合、Jミルクが別に定める期日までに、別紙様式第1号の事業実施計画及び助成申請書（以下、「申請書」という。）をJミルクに提出する。

なお、原則として、第2の1の(2)の事業実施主体は第2の1の(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出することとし、第2の1の(3)の事業実施主体は第2の1の(2)及び(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出する。

(2) 事業実施主体は、申請内容を鑑み、原則として以下のいずれかの事業実施期間で申請すること。

ア 第1の1の(2)乳用牛地域育成支援対策の推進（以下、「育成対策推進」という。）のみを申請する場合

2021年4月1日から2022年3月31日まで

イ 育成対策推進の申請に加え、2022年3月31日までに完了予定の事業がある場合

2021年4月1日から2022年3月31日まで

ウ 育成対策推進の申請に加え、2022年4月1日以降に完了予定の事業がある場合

2021年4月1日から2023年3月31日まで

エ 育成対策推進の申請はなく、2022年3月31日までに事業が完了予定の場合

2021年4月1日から2022年3月31日まで

オ 育成対策推進の申請はなく、2022年4月1日以降に完了予定の事業がある場合

<p>(3) Jミルクは、事業実施主体から提出された申請書を審査し、事業予算等を勘案して必要な調整を行い、承認する。</p> <p>2 事業実施計画及び助成申請書の変更</p> <p>事業実施主体は、次に掲げる変更をする場合は、別紙様式第2号の事業実施計画及び助成変更承認申請書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>(1) 事業の中止又は廃止</p> <p>(2) 事業費の3割を超える増減</p> <p>(3) 助成の増加を伴う事業費の増</p> <p>3 助成金の概算払い</p> <p>(1) Jミルクは、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、助成金の概算払いをすることができる。</p> <p>(2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>4 事業の実績報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>(2) Jミルクは、提出された事業実績報告書を審査し、適正と認められる場合、助成金を支払う。</p> <p>5 助成金の支払い</p>	<p>2021年4月1日から2023年3月31日まで</p> <p>(3) Jミルクは、事業実施主体から提出された申請書を審査し、事業予算等を勘案して必要な調整を行い、承認する。</p> <p>2 事業実施計画及び助成申請書の変更</p> <p>事業実施主体は、次に掲げる変更をする場合は、別紙様式第2号の事業実施計画及び助成変更承認申請書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>(1) 事業の中止又は廃止</p> <p>(2) 事業費の3割を超える増減</p> <p>(3) 助成の増加を伴う事業費の増</p> <p>3 助成金の概算払い</p> <p>(1) Jミルクは、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、助成金の概算払いをすることができる。</p> <p>(2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>4 事業の実績報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>(2) Jミルクは、提出された事業実績報告書を審査し、適正と認められる場合、助成金を支払う。</p> <p>5 助成金の支払い</p>
--	---

- (1) Jミルクは、原則として、第2の2の(3)の事業実施主体に対しては第2の2の(2)の事業実施主体を経由して助成金を支払うこととし、第2の2の(4)の事業実施主体に対しては第2の2の(2)及び(3)の事業実施主体を経由して助成金を支払う。
- (2) 事業実施主体は、Jミルクから助成金の支払いがあった場合は、遅滞なく最終受益者に支払わなければならない。
- (3) 助成金の支払いに当たっては、明細等を対象者に明示することにより、助成金が支払われたことを明確にする必要がある。

6 助成金の返還

事業実施主体は、助成金の支払後及び事業終了後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

7 事業実施細則の提出

本事業の実施に当たり、事業実施主体が自らの事業実施の手順等を定める細則等を作成した場合は、1の(1)の手順に準じてJミルクに提出すること。

第7 事業の委託 《略》

第8 事業実施状況の聴取等 《略》

第9 消費税及び地方消費税の取扱い 《略》

第10 帳簿等の整備保管 《略》

- (1) Jミルクは、原則として、第2の1の(2)の事業実施主体に対しては第2の1の(1)の事業実施主体を経由して助成金を支払うこととし、第2の1の(3)の事業実施主体に対しては第2の1の(1)及び(2)の事業実施主体を経由して助成金を支払う。
- (2) 事業実施主体は、Jミルクから助成金の支払いがあった場合は、遅滞なく最終受益者に支払わなければならない。
- (3) 助成金の支払いに当たっては、明細等を対象者に明示することにより、助成金が支払われたことを明確にする必要がある。

6 助成金の返還

事業実施主体は、助成金の支払後及び事業終了後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

7 事業実施細則の提出

本事業の実施に当たり、事業実施主体が自らの事業実施の手順等を定める細則等を作成した場合は、1の(1)の手順に準じてJミルクに提出すること。

第7 事業の委託 《略》

第8 事業実施状況の聴取等 《略》

第9 消費税及び地方消費税の取扱い 《略》

第10 帳簿等の整備保管 《略》

<p>第 11 個人情報の保護 《略》</p> <p>第 12 その他 《略》</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、2020年9月7日から施行し、2020年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要領の一部改正は、2021年3月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。</p> <p><u>3 この要領の一部改正は、2022年4月27日から施行し、2022年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表 《略》</p>	<p>第 11 個人情報の保護 《略》</p> <p>第 12 その他 《略》</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、2020年9月7日から施行し、2020年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要領の一部改正は、2021年3月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。</p> <p>別表 《略》</p>
---	---